

## 第2回鹿屋市有機農業推進協議会 会次第

日時：令和6年10月11日（金）14：30～  
会場：鹿屋市役所 議会棟3階 全員協議会室

### 1. 開会

### 2. 協議事項

(1) 第1回協議会内容確認・・・資料1

(2) 意見交換

鹿屋市有機農業推進方針（案）骨子の検討・・・資料2

(3) その他

### 3. 閉会

## 会議等の記録

会議名称等	第1回鹿屋市有機農業推進協議会の結果について
日時	令和6年6月3日(月) 14:30 ~ 16:10
場所	市役所全員協議会室
出席者	別紙のとおり
趣旨・目的・議題等	<p>1 協議会の進め方について(案)</p> <p>2 意見交換</p> <p>(1) 鹿屋市における有機農業の現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次かのや農業・農村戦略ビジョンについて</li> <li>・有機農業をめぐる事業(農林水産省)について</li> <li>・鹿屋市有機農業に関するアンケート等調査結果</li> </ul> <p>(2) 各委員からの意見</p>
結果・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業を進める上で、消費者と生産者両方の理解が大事である。</li> <li>・有機農業の推進手段の一つとして「学校給食への導入」が一般的だが、道筋を立てて取り組まなければ現場は大変である。</li> <li>・一過性ではなく継続して取組をすることが重要である。</li> <li>・他との差別化が図れてこそ、有機農業のメリットがある。</li> <li>・農業従事者が減っていく中で、有機の規模拡大と一般の栽培がどのように共存していくのか方向性を見いだしていく必要がある。</li> <li>・その土地にあった作物を推進していくことが、有機農業を推進する一歩になる。</li> <li>・有機農業と経営を組み合わせた検討が必要で、儲かる仕組みが無いと誰も取り組まない。</li> </ul>
概要・主な意見	<p>【協議事項】</p> <p>(1) 協議会の進め方について</p> <p>→ 委員からの意見特になし。年度内に有機農業推進方針(案)を作成</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>①鹿屋市における有機農業の現状と課題について</p> <p>(流通・販売・実需者): 第2次かのや農業・農村戦略ビジョンに掲載のある有機 JAS の KPI について、令和元年度の 46ha の品目内訳は何か。</p> <p>(事務局): 茶 32ha、野菜(ハウス含む) 8.8ha、さつまいも 4.5ha、水稲 1.2ha となっている。</p> <p>(流通・販売・実需者): 令和14年度までに有機 JAS 取得面積を 156ha まで拡大するとしているが、どのように推進するのか具体的に決まっているか。</p> <p>例えば、品目をしぼるのか、多品種・多品目でいくのかなど。</p>

(事務局): 国の「みどりの食料システム戦略」に合わせて、数値目標を決めており具体的な品目までは決まっていない。今後有機農業に取り組みたい生産者を支援する中で推進する品目が見えてくると考えている。農業・農村戦略ビジョンの目標は概ね 10 年間であり、有機農業に関してもそれぐらいの期間で達成するものだと考えており、皆様の協力を賜りたい。

## ②各委員からの意見

(生産者): 茶は特に農薬飛散の問題で、近隣ほ場との関係は大事にしている。特にドローンで散布をすると風向きによっては、飛散がある。茶の場合、摘採 1 週間前からお知らせ旗を立てて、近隣へ周知を行っている。

(生産者): 慣行農業をしている生産者は、有機農業についてよく理解していない。牧草地の近くなど、ほ場を選んで有機栽培を行っている。有機農業を進める上で、消費者と生産者両方の理解が必要である。

(生産者): 有機農業を行う上で、記録を取るのが一番大変な作業である。記録はアプリで行うが生産者個人で利用しているものが違うため、市で統一のアプリがあれば良い。また、販路先の開拓が大変である。市には環境整備に努めてもらいたい。

(生産者): ほ場の規模拡大をしたいが、働き手の確保が難しい。そのような中で、スマート化も取り入れていく必要がある。今後有機農業も視野に入れていく中で、有機農業のメリットが見えてこない。

(流通・販売・実需者): 有機農業の推進は「学校給食への導入」が一般的だが、きちんと道筋を立てないと学校給食は、現場の担当者が大変苦労していると聞く。また、一過性ではなく継続して取組を行うことが重要。

有機農業は、通常の栽培と比べて価格が高いといったことが取り上げられるが、必ずしも価格が高いということにはならない。自然環境やSDGsといった包括的な価値観を持って取り組まないと、目の前の損得ばかり気にして失敗した生産者が多くいるのも事実である。メリットだけを強調はできない。

(流通・販売・実需者): 鹿屋市は県央から遠く、輸送費の観点から不利な位置にあり、有機農業を行う生産者も少ない。鹿屋市が今後、地域の中でオーガニック食品を売るのか、日本全体に売っていくのかで推進のやり方が変わると思う。日本全体に売るのであれば、他の産地の生産者との差別化を図らないといけない。一番は地域で売れば、運賃もかか

らず良いが、地域の人口が今後どのように推移していくかも考える必要がある。

仮に、オーガニックの品と通常の栽培で作られた品が同等の品質で同じ価格であれば、ほとんどの人はオーガニックの商品を購入するということにメリットがあると思う。熊本県にオーガニックのベビーリーフを生産する会社があるが、通常の栽培で作ったベビーリーフと同等の価格で販売していることから非常に売れている。そこに差別化が生まれて有機のメリットがあると思う。

(流通・販売・実需者)：有機農業は、難しい部分があると認識している。

肥料に関しては、ここ数年価格が上がっていることもあり、使用量が減り逆に堆肥入り肥料が増えている。農薬に関して生産者は極力使いたくないという思いはあると思うが、以前、減農薬栽培を行っていた生産者が、センダンの搾りかすを農産物にかけると害虫が寄ってこないという噂が広まり、実際に購入して栽培していた。しかし、残留農薬検査に出した際に日本に無い成分が出てきたことがあり、センダンの中に外国で作られた農薬の成分が入っていて出荷停止になった事案があった。有機農業は農薬の使用が限られている、または使用しない一方で、注意しないといけない点もある。

また、有機で米を作っている生産者でカメムシ被害が異常に多く発生したことがあり、せっかく無農薬で作ったのに規格外になったこともあった。

(流通・販売・実需者)：普段どれだけ反収をあげるか生産率をあげるかという点で指導をしているが、有機農業をどのように取り組んでいけばいいのか見えてこない。

これから先、農業従事者が減っていく中、効率化と省力化を図らないといけないが、有機の規模拡大とどのように共存していくのか方向性を見いだしていく必要がある。

(流通・販売・実需者)：有機農業は手間がかかり生産価格に見合うのか、また、所得が落ちれば農家が潰れてしまう問題が生じる。

本当に有機農業をする必要があるのか・・・いろいろとリスクはあるが、一つの考えとしてやってみるのもいいのかと思う。

(認証機関)：生産者が少なくなる中で、鹿屋市の有機農業の動きは希望である。

県内外含めて有機 JAS 認証業者が 400 名ほどいるが、認証料金が高いといわれている。

まず何からやればいいのか考えないといけないが、最終的には土作りである。私も父の代から 40 年有機に取り組んでいる。作れないことにはその先の販路がない。その土地で強い作物を作っていくことが推進の近道ではないかと思う。

(関係機関) : 何から手を付けられそうか、できることから検討してもらいたい。消費者や学校給食への理解促進は大事で、市への要望としては、現場への周知広報活動を積極的にやってもらいたい。

(関係機関) : 茶に関しては、国が輸出を掲げており販路開拓もできているが、これらを個人で取組んでいくのは難しい。人手不足の問題から手が回らなくなるが、量を確保するために規模拡大は図らないといけない。

有機農業と経営を組み合わせる必要がある。儲かる仕組みが無いと誰も取組まない。

各品目それぞれ課題があると思うので、市としてどのような方向性で、もっていくかを定める必要があるのではないか。茶に関しては、肝属地区にはてん茶工場が無い。これも個人で建てるのは不可能。皆で方向性を決めて取り組まなければならない。

(関係機関) : 鹿屋市の給食はセンター方式であり、必要な量の確保が難しいことや給食費との兼ね合いもあり食材購入のやりくりが難しい。

(関係機関) : 業者が直接、有機野菜を持ってきた際、下処理時に中が腐っていたことがあった。学校給食への導入を行う場合には、有機野菜に関する理解を私達自身も深める必要があると感じた。

普段子どもと接する機会も多いことから、有機農業のことも伝えていけたらと感じた。

### (3) その他

(事務局) : 近年、有機農業を取り上げられる機会が多くなったが、消費者意識は変わったと思うか。

(流通・販売・実需者) : 新型感染症の影響により、自宅での食事の機会も増え、健康志向の高まりから有機農産物を求める顧客は増えていると思う。

最近では子供たちへの環境教育の一環として有機農業が取り上げられることもあり、需要は高まりつつあると思う。

(流通・販売・実需者) : その時々で異なるが、今のところ追い風である。

スーパーも少しずつではあるが、オーガニックコーナーも増えている。

## 鹿屋市有機農業推進方針（案） 骨子

## I 有機農業の現状と課題

国の動き、第2次かのかや農業・農村戦略ビジョンによる位置づけ、課題等

## II 有機農業の推進に関する事項

## 1 栽培技術等に関する事項

- (1) 土壌分析の実施
- (2) 有機農業の栽培マニュアル等を活用した推進
- (3) 補助事業等を活用した省力化機械等の導入
- (4) 労働力の確保

## 2 販路開拓に関する事項

- (1) 有機JAS認証等の推進
- (2) 市内外の大手スーパー等との連携
- (3) ネット販売の活用
- (4) その他販路の検討
- (5) 消費者への理解促進

## 3 農業者への普及・啓発に関する事項

- (1) 市ホームページやSNSなど広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介
- (2) 有機農業に関する補助事業等の紹介
- (3) 農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底

## 4 消費者への理解促進に関する事項

- (1) 有機農業に関するイベントの開催や農業まつり等における情報発信
- (2) 市ホームページやSNSなど広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介

## 5 推進品目に関する事項

## 6 推進体制に関する事項

## 7 目標設定に関する事項

## 8 その他有機農業の推進に関し必要な事項

- (1) 有機農業を取り巻く情勢や国の施策等を注視し、関係者の意見や考え方を把握し、推進するように努める。
- (2) この推進方針は概ね10年間の方針とするが、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に必要なに応じて見直しを検討する。

鹿屋市有機農業推進方針（案）検討資料

項目	協議・検討事項
1 栽培技術等に関する事項	<p>温暖な気候である本市において、特に有機農業では、病害虫対策、雑草対策などの労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、これらの課題を解決するための取組を推進することが重要である。</p> <p>(1) 土壌分析の実施 鹿屋市では、農家から依頼された土の土壌分析を無償で実施しており、土壌の養分状態を把握し、適正な施肥量による土づくりを推進している。</p> <p>(2) 有機農業の栽培マニュアル等を活用した推進 ・ 県の専門指導員や教育機関等との連携 ・ 有機農業の技術マニュアル（令和4年3月 鹿児島県農業開発総合センター） ・ 有機農業の手引き 有機百培（栽培編）（平成31年2月 鹿児島県農政部）</p> <p>(3) 補助事業等を活用した省力化機械等の導入 ・ 補助事業の活用 （国）産地パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金 （県）かごしまの農業未来創造支援事業等 その他制度資金等 ・ 省力化機械の導入 自走式除草機、自動操舵システム、自動水管理システム等</p> <p>(4) 労働力の確保 ・ 外国人等多様な人材の活用 ・ 農福連携の活用 自社農園でのスキルアップを経て、自社施設外就労など農業者の労働力の一助を担う。 鹿屋市では、新たに農福連携に取り組む事業者や、すでに取り組んでいる事業者が新たな作物にチャレンジする場合に、必要な農業用資材・機械・施設の導入にかかる経費の一部助成を実施している。</p>
2 販路開拓に関する事項	<p>有機農産物等の消費拡大・販路開拓を図るためには、有機農業者や農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力し、多様なニーズに即した取組を進めることが重要であり、消費者が容易に有機農産物等を入手できるよう、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図る。</p> <p>(1) 有機JAS認証等の推進 ・ 有機JASの取得に要する申請料を一部助成する鹿屋市補助事業の活用 ・ 農林水産省の「みえるらべる」の普及・啓発等</p> <p>(2) 市内外の大手スーパー等との連携 ・ 卸売業者をはじめ、市内ではマックスバリュ、イオン、TRIAL、市外では地球畑等での販売</p> <p>(3) ネット販売の活用 ・ 野菜単体では売れにくい傾向にあり、複数の野菜セットで販売する等売り方に工夫が必要</p> <p>(4) その他販路の検討 ・ 学校給食や医療福祉施設等での活用 ・ 品目やロットの確保、調理現場に即した規格の調整等</p> <p>(5) 消費者への理解促進 ・ 市ホームページやSNS等を通じた有機農業の取組事例等の紹介</p>
3 農業者への普及・啓発に関する事項	<p>有機農業は、これまで、有機農業を志向する農業者や、その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を配慮し各種取組を推進する。</p> <p>(1) 市ホームページやSNSなど広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介</p> <p>(2) 有機農業に関する補助事業等の紹介</p> <p>(3) 農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底</p>

4	消費者への理解促進に関する事項	<p>農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図る必要がある。</p> <p>有機農業者と消費者との連携を基本しつつ、</p> <p>(1) 有機農業に関するイベントの開催や農業まつり等における情報発信</p> <p>(2) 市ホームページやSNSなど広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介</p>
5	推進品目に関する事項	<p>温暖な気候である本市において、特に有機農業では、病虫害対策、雑草対策などの労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴う。本市では、土地利用型の農業が盛んで、台風や桜島降灰の被害を受けやすい地域であることから、特に根菜類が多く、さつまいも、ごぼう、にんじん等が栽培されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の気象条件に適した適地適作を基本</li> <li>・生産物にこだわりや想いが強い傾向にある有機農業者の栽培に対する意向の尊重</li> <li>・地域計画を踏まえた有機農業の振興を図る</li> <li>・国の施策や需要の動向を注視しながら推進を図ることが重要</li> </ul>
6	推進体制に関する事項	<p>市内外の農業者団体や実需者その他の関係団体等と連携した相談・情報共有のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿屋市有機農業推進協議会においては、推進方針の進行管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、進捗を考慮した助言をもらう。</li> </ul>
7	目標設定に関する事項	<p>有機JAS認証の取得を積極的に働き掛け、目標を「第2次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、有機JAS取組面積を2019年（令和元年）の46haから、2032年（令和14年）までに156haとする。</p> <p>その他、国の制度等も注視しながら、目標達成に向けて取り組んでいく。</p>
8	その他有機農業の推進に関し必要な事項	<p>(1) 有機農業を取り巻く情勢や国の施策等を注視し、関係者の意見や考え方を把握し、推進するように努める。</p> <p>(2) この推進方針は概ね10年間の方針とするが、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に必要なに応じて見直しを検討する。</p>

## 鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律112号)第3条に規定する基本理念にのっとり、本市の農業特性を踏まえ、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針を作成し、有機農業の推進を図るため、鹿屋市有機農業推進協議会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議する事項)

第2条 協議会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 鹿屋市有機農業推進方針の作成に関すること。
- (2) 有機農業の振興に関すること。
- (3) 有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者(農業者)
- (3) 流通・販売・実需者(JA、量販店等)
- (4) 有機JAS認証機関
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会に協議会を進行する会長を置き、会長は、学識経験者をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 委員名簿

	項目	機関名
1	学識経験者	鹿児島大学 農学部 教授
2	生産者	茶市内生産者
3		露地野菜市内生産者
4		施設野菜市内生産者
5		水稻市内生産者
6		かごしま有機生産組合
7	流通・ 販売・ 実需者	イオン九州株式会社
8		JA鹿児島きもつき
9		JA肝付吾平町
10		JAそお鹿児島
11	有機JAS 認証機関	NPO法人鹿児島県有機農業協会
12	関係機関	九州農政局 鹿屋駐在所
13		大隅地域振興局 農政普及課
14		鹿屋市 学校教育課
15		栄養教諭